



国保・後期高齢・年金

国民健康保険

保険医療課

TEL 0848-67-6050

国民健康保険(国保)は、自営業、農業従事者、退職した人など、他の健康保険に入っていない人が加入する医療保険制度です。

加入の届け出が遅れると、資格を得た月までさかのぼり、保険税を納めなければなりません。また、脱退の届け出が遅れると、保険税を二重に納めることとなります。

加入は世帯ごとで、手続きや保険税の納付は、世帯主が行います。

また、75歳(一定の障害がある人は65歳)になると、後期高齢者医療制度(44ページ参照)に移行します。

加入の手続き

こんなとき	必要な物
他市区町村から転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 他市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 職場などの健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
被扶養者でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者でなくなった証明書(資格喪失証明書)
子どもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護廃止通知書

喪失の手続き

こんなとき	必要な物
他市区町村に転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
職場の健康保険に入ったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の保険証(未交付のときは加入した証明書)
被扶養者になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の保険証
死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 喪主の通帳・喪主が分かる書類
生活保護を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護開始通知書

その他の異動など

こんなとき	必要な物
住所・名前が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
世帯主・世帯に変更があったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
修学のために市外に住所を定めるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書
保険証をなくしたとき(または汚れて使えなくなったとき)	(<input checked="" type="checkbox"/> 使えなくなった保険証)

※届け出をする人の本人確認ができる物、その他に世帯主と異動者のマイナンバーが確認できる物を持って来てください。

※保険証の交付…運転免許証など官公署が発行した顔写真付証明書で本人と確認できる場合は、手続き終了後窓口で交付します。それ以外は郵送します。

療養費の支給手続き

※いったん全額自己負担した後に市の窓口申請します。

こんなとき	必要な物
	共通:保険証、通帳
旅先などで保険証を持たずに治療を受け、全額支払ったときなど	<input checked="" type="checkbox"/> 診療(調剤)報酬明細書(レセプト) <input checked="" type="checkbox"/> 領収書
コルセットなどの治療用装具を購入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 医師の診断書又は意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 装具装着証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 治療用装具の内容がわかる領収書
柔道整復師の施術を受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 柔道整復師療養費支給申請書(施術師が施術証明したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 領収書
はり・きゅう、あんま・マッサージを受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(はり・きゅう、あんま・マッサージ用) (施術師が施術証明したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 医師の同意書
医師の指示により、緊急の必要があり、移送されたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 医師の意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 移送に要した費用の額を証明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 移送経路などがわかるもの

高額療養費の支給手続き

同月内に一部負担金(食事代・保険対象外を除いた額)が国から示される自己負担限度額を超えたとき、超えた部分を支給します。

こんなとき	必要な物
医療費の自己負担額が高額になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳

※療養費・高額療養費の支給手続きには、マイナンバーが確認できる物を持って来てください。



国保・後期高齢・年金

その他の手続き

こんなとき	必要な物
出産育児一時金※1 (出産児1人につき48.8万円または50万円)	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 分娩機関が発行した領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 直接支払制度の合意文書 ※2
葬祭費 (喪主に3万円)	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 喪主が分かる書類

※1 妊娠12週(85日)以上であれば、死産・流産でも支給されます。

※2 直接支払制度とは、出産する人の負担軽減のため、分娩費用として出産育児一時金を保険者(三原市)が直接分娩機関に支払う制度です。

特定健診を受けましょう

40歳以上の国民健康保険加入者には、毎年6月に特定健診の受診券を送付しています。翌年の3月31日までに受診しましょう。紛失した場合は、再交付できますので、保険医療課、または各支所地域振興課で手続きをしてください。

後期高齢者医療

保険医療課

TEL 0848-67-6056

制度の仕組み

後期高齢者医療は、75歳以上の人と一定の障害がある65歳以上の人が入る医療保険制度です。

広域連合によって運営されています

後期高齢者医療制度は、都道府県を単位としてすべての市町村が加入する広域連合が運営します。広島県の場合、県内の23市町が設立した「広島県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。この広域連合が保険料の決定や、医療の給付、資格の認定を行っています。

制度のしくみ



被保険者 (広島県内に居住の人)

- 75歳以上の人
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障害(※1)がある人で、申請により広域連合の認定を受けた人
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望する場合は、手続きが必要です。また、認定後75歳になるまでの間は脱退することができます。

保険証

- 保険証は、原則として郵送
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示



(※1) 一定程度の障害とは、主に次に該当する状態です。

- ・国民年金法などにおける障害年金: 1・2級
- ・身体障害者手帳: 1・2・3級および4級の一部
- ・精神障害者保健福祉手帳: 1・2級
- ・療育手帳: ㊤・A

(※2) 医療費の窓口負担は「1割」「2割」または「3割」です。



こんなときは手続きを

こんなとき	必要な物
	共通:マイナンバーカード 又はマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
他県から転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 負担区分証明書など
他県へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
保険証などをなくしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人であることを証明するもの(運転免許証・パスポートなど)
市民税非課税世帯の方が、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
上記の内、区分Ⅱの方が、長期入院に該当するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input checked="" type="checkbox"/> 病院などが発行した入院期間がわかる領収書など
現役並み所得者Ⅰ又はⅡの方が、限度額適用認定証の交付を受けるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病などの治療を受けるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 医師の意見書(不要な場合がありますので、ご相談ください)
一定の障害がある65~74歳の方が障害認定により後期高齢者医療制度へ加入希望されるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 加入前の保険証など <input checked="" type="checkbox"/> 確認書類(身障者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・障害年金証書・転入前の認定証明書など)
障害認定の撤回を希望されるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証
後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合などの被扶養者であった方で、保険料が軽減されていないとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者であったことがわかる資格喪失証明書



医療給付の支給手続

こんなとき	必要な物
	共通:保険証、通帳
旅先などで保険証を持たずに治療を受け、全額支払ったときなど	<input checked="" type="checkbox"/> 診療(調剤)報酬明細書(レセプト) <input checked="" type="checkbox"/> 領収書
コルセットなどの治療用装具を購入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 医師の診断書又は意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 装具装着証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 治療用装具の内容がわかる領収書
輸血をしたとき(生血)	<input checked="" type="checkbox"/> 医師の診断書又は意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 輸血用生血液受領証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 血液提供者の領収書
柔道整復師の施術を受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 柔道整復施術療養費支給申請書(施術師が施術証明したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 領収書
はり・きゅう、あんま・マッサージを受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(はり・きゅう、あんま・マッサージ用)(施術師が施術証明したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 医師の同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書
医師の指示により、緊急の必要があり、移送されたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 医師の意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 移送に要した費用の額を証明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 移送経路などがわかるもの <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
海外で急病になり受診したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 診療内容の明細書(指定の様式) <input checked="" type="checkbox"/> 領収明細書(指定の様式) <input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 調査に関する同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 受診したときの渡航期間が記載されたパスポート ※外国語で作成されている書類は日本語の翻訳が必要です。
被保険者が亡くなられ、葬祭費を請求するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 葬祭を行った方、被保険者及び葬祭執行日がわかる書類(埋火葬許可証、会葬御礼状、葬祭の領収書など)

交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者(加害者)の行為によってけがをしたとき、その医療費は加害者が負担するのが原則です。

しかし、賠償が遅れたりするときは、いったん保険証を使って診療を受けることができます。この場合は、事前に保険医療課に連絡し、第三者行為による被害届を提出してください。

ただし、加害者から医療費を受け取ったり、無断で示談したりする場合は保険証を使って診療を受けることはできません。



国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障害が残ったり、一家の働き手を失ったりしたときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

第1号被保険者



- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生 など

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく全国一律です!

第2号被保険者



厚生年金に加入している人

- 会社員
- 公務員 など

第3号被保険者



第2号被保険者の被扶養配偶者
● 会社員・公務員の配偶者

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料の一部が国民年金制度に支払われます。

任意保険加入者

次の場合は希望により加入することができます。

- ① 60歳以上65歳未満の人
- ② 外国に住む20歳以上65歳未満の日本人

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中、または20歳前に初診日のある病気やけがで障害者になった人が受けられる年金です。 ※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

手続きについて

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

こんなとき	手続きに必要な物	期間
会社などを退職したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーの分かる物 <input checked="" type="checkbox"/> 退職日の分かる書類	14日以内
厚生年金の被扶養配偶者でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーの分かる物 <input checked="" type="checkbox"/> 扶養抹消年月日の分かる書類	
加入者の死亡	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーの分かる物 など	
年金を受けていた人が死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票(請求者のマイナンバー記載で省略可) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(請求者) <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かる物 など	
年金を受けようとするとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かる物 など	受給対象になったとき

保険料の免除制度

まずは申請を!

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。

▶ 学生納付特例制度

学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。

▶ 納付猶予制度

50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。